

処 分 の 種 類		業務停止処分(7日間) 業務停止期間:令和7年6月26日～同年7月2日
処 分 年 月 日		令和7年6月12日
	商 号 又 は 名 称	株式会社ソフィアス (法人番号5120001221264)
	代 表 者	砂本 有紀
	免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(2)第61280号 令和6年8月29日
	主たる事務所の所在地	大阪市中心区
処 分 等 の 理 由 被処分者の専任の宅地建物取引士が令和6年4月30日に退任した後、令和6年7月12日に新たな専任の宅地建物取引士を設置するまでの間、被処分者は専任の宅地建物取引士を設置せず、事務所が宅地建物取引業法(以下「法」という。)第31条の3第1項の規定に抵触するに至ったにもかかわらず、2週間以内に必要な措置を執らなかった。 このことは、法第31条の3第3項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。		